

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	長野県飯島町		
計画期間 実施期間	H26 ~ H30 H26 ~ H27	総事業費(交付金)	299,250千円(149,625千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	「適」	活性化計画目標を地域内外の相互連携による農産物の販売強化及び地域農産物のブランド化による農業・農村の振興と、都市住民との交流の促進とし、それを達成するための事業活用活性化計画目標を、地域販売額の増加や地域への入り込み客数としており、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	「適」	本活性化計画は、飯島町第5次総合計画に基づいた計画であり、飯島町農業農村活性化計画「地域複合営農への道Ⅳ」との整合性及び国土利用計画第3次飯島町計画を踏まえた計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	「適」	本活性化計画における地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)整備事業は、設置地域住民が数年にかけて研究した成果を飯島町内の4つの自治区の創意として陳情された計画を元に、地域住民と協議を重ね、関係受益者の十分な意向確認がなされており、合意形成上されている。整備する農産物直売所、農産物加工施設、農民レストラン等は、設置地域内及びその周辺に競業する施設はないため、他の民業を圧迫することなく地域内の農家の総意による合意形成を基礎にしたものである。
事業の推進体制は確立されているか	「適」	活性化計画等に位置づけられている事業の推進のため、飯島町営農センター、地区営農組合、担い手法人、農業者等による事業の推進体制が確立されている。また、域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)の管理法人組織が検討されており、推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	「適」	活性化計画目標達成のための地域内外の相互連携による農産物の販売強化及び地域農産物のブランド化による農業・農村の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化の促進に資する活性化目標としての地域への入り込み客数増のため、農産物直売所、農産物加工施設、農民レストラン等を整備することとしており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	「適」	活性化計画期間は5年、事業実施期間は2年であり、基本方針及び要綱で原則として示している範囲内である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	「適」	事業費:299,250千円×交付額算定交付率:5/10=149,625千円で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	「適」	今回、新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	「適」	該当する施設整備はない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	「適」	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表」により、標準耐用年数は、30年。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	「適」	交付対象は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、投資効率算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	「適」	投資効率=1.11である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	「適」	要件類別26であり、事業実施主体は市町村で、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき事業を実施している。また、この活性化計画の区域内の入り込み客数目標を16万人と設定し、定住促進や基幹産業である農業の振興に寄与することが見込まれ、要綱に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	「適」	事業主体は市町村であり、個人に対する交付ではない。また、当該施設にかかる設置条例を定め目的に沿った活用が図られるため、目的外使用はない。

施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	「適」	農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等の入り込み客数は、近隣に類似施設があるが、その利用状況及び計画交通量を踏まえて、ピーク時の利用客450人/日と推定し、施設計画を策定した。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	「適」	近隣には、同様の施設があるが、受益地は明確に区分されていることを確認している。また、本施設に出荷する見込みの農業者に対する事前確認を踏まえて、その利用状況、今後の利用見込みを推定しており、利用計画等は妥当である。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	「適」	整備する農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等は、野菜では、出荷意向を示している農家は190戸、出荷量3.1tであり、出荷時期は1月から12月で、ピーク時は8月の0.95tである。一方果樹では、出荷意向を示している農家は100戸、出荷量1.833tであり、出荷時期は1月から12月で、ピーク時は11月の0.8tであり施設の規模・処理能力からも妥当として利用計画を作成した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	「適」	設置場所は、国道153号伊南バイパス及び県道伊那生田飯田線交差点に位置し、現国道153号の交通量は、平日12,000台、土曜祝祭日15,000台が利用しており、今後バイパスの全線開通やスマートインタチェンジの設置により利用料の増加が見込まれる中、整備する施設の利用者平均450人/日は、交通量の4%であり整合性が取れている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	「適」	整備する農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等は、アンケート等を通じた利用見込みの農業者による出荷量等からいって規模決定が適正である。また、今回整備する農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等の整備単価は、219千円/m ² であり、近傍の類似施設の整備単価に比して適正と認められ、過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	「適」	実際に低減に努めている内容として、地域間伐材等の活用を行いコストを低減させる計画である。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	「適」	国道153号伊南バイパス及び県道伊那生田飯田線交差点に位置し、1日利用者450人の大半が車を利用する者であり、整備する農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等を利用するためには駐車場が不可欠であり必要性は大きい。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	「適」	備品として冷蔵庫等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。

<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	<p>「適」</p>	<p>農産物及び加工品販売、食材提供供給施設の利用ターゲットである他地域の顧客の利便性から基幹地方道である国道153号伊南倍バス沿いである現在の整備地が最適と判断した。</p>
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	<p>「適」</p>	<p>飯島町が所有している土地において整備する。 なお、当該用地は農地転用が必要であるが、転用見込みが確実である。</p>
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</p>	<p>「適」</p>	<p>農産物直売所、農産加工施設、農民レストラン等は、工事費 285,000千円/1,300㎡=219千円/㎡であり、面積当たり単価を29万円以下である。</p>
<p>事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	<p>「適」</p>	<p>当該事業は、飯島町実施計画で予算措置されており、交付金以外は一般財源で起債を充当する。なお、償還計画は10年で、財政状況により繰り上げ償還を行う。</p>
<p>入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か</p>	<p>「適」</p>	<p>当該施設の建設工事については、飯島町の規定に基づき、一般競争入札により業者を選定する。</p>
<p>整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか</p>	<p>／</p>	<p>／</p>

維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	「適」	飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例において、適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	「適」	収支計画を策定し、収入は、各種販売・売上金額81,000千円で、支出は、仕入費、原材料費、人件費、維持管理費として81,000千円を見込んでおり、収支の均衡は取れており、適正であると判断されている。整備後経営診断を受ける予定である。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	/	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)		「適」

注1: 項目について該当が無い場合は、チェック欄に「-」を記入すること。

2: 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。